

第十六号の二十様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の二十八関係)

表

令和 年 月 日交付 道府県 第 号						年 月 日 まで有効			
免税軽油共同使用者証									
知 事 印									
代表者の住所又は事務所若しくは事業所所在地		業 種		代表者の氏名又は名称					
免 税 軽 油 使 用 者		機 械、車 両 又 は 設 備 の 明 細							
住所又は事務所若しくは事業所所在地	氏名又は名称	所 在 地	名 称	型 式	軸 馬 力	燃 焼 方 式	台 数	用 途	記載年月日
			No.						年 月 日
			No.						年 月 日
			No.						年 月 日
			No.						年 月 日
			No.						年 月 日
免税軽油使用者の注意事項									
1 この証は、免税軽油をこの証に記載されている機械、車両又は設備の用途に供することを証明するものですから大切に保管してください。									
2 免税軽油をこの証に記載された機械、車両又は設備の用途以外の用途に供した場合には、軽油引取税を道府県に納付しなければなりません。									
3 この証は、次の免税証の交付申請書を提出する場合に提示しなければなりませんから紛失しないようにしてください。									
4 この証に記載された機械、車両又は設備の全部又は一部について異動を生じた場合には、代表者は道府県知事に届け出てください。									

備 考

「免税軽油使用者」及び「機械、車両又は設備の明細」の欄は、必要に応じ別葉として増やすことができる。

裏

[illegible]